

第4部

その他

公共下水道施設一覧

净化センター	現有能力 (m3/日)
芳賀佐山浄化センター（公共）	2,680 2系列2池
流通団地浄化センター（公共）	1,255 1系列1池 (1,255×1池)
岡東浄化センター（公共）	54,500 2系列7池 (5,300×2池、8,780×5池)
瀬戸浄化センター（公共）	7,575 3系列3池 (2,525×3池)
野々口浄化センター（特環）	1,000 2系列2池 (500×2池)
中原浄化センター（特環）	2,100 2系列2池 (1,050×2池)
建部浄化センター（特環）	1,400 1系列1池 (1,400×1池)
吉井川浄化センター（公共）	2,325 1系列1池 (2,325×1池)
足守浄化センター（公共）	1,000 1系列1池 (1,000×1池)
御津中央浄化センター（特環）	900 1系列1池 (900×1池)
ポンプ場	現有能力 (m3/min)
天瀬ポンプ場（合流式）	雨水 632、汚水 101
巖井ポンプ場（合流式）	雨水 720、汚水 66
旭西排水センター（合流改善施設）	雨水滯水池 30,000m3 高速凝集沈殿処理施設 15,000m3/日 簡易処理施設 341,040m3/日
平井排水センター	雨水 693、汚水 16
金岡ポンプ場	雨水 528、汚水 8
笠ヶ瀬ポンプ場	雨水 1,488
岡南ポンプ場	雨水 900、1,026 (下認)
万成ポンプ場	雨水 595
平田ポンプ場	雨水 660
当新田ポンプ場	雨水 650
瀬戸雨水ポンプ場	雨水 317
兼基ポンプ場	雨水 155
浦安ポンプ場	雨水 792
田中ポンプ場	雨水 320.4
北長瀬ポンプ場	雨水 200.4
芳賀佐山第1ポンプ場	汚水 1.4
芳賀佐山第2ポンプ場	汚水 0.6
錦ポンプ場	汚水 214
上芳賀ポンプ場	汚水 0.9
政津ポンプ場	汚水 23
倉富ポンプ場	汚水 25
野殿ポンプ場	汚水 22
古新田ポンプ場	汚水 14.5
桑野ポンプ場	汚水 1.02
上道ポンプ場	汚水 6.4

農業集落排水処理施設一覧

農業集落排水処理施設	現有能力 (m ³ /日)
三和・日応寺第1地区農業集落排水処理施設	89.1
三和・日応寺第2地区農業集落排水処理施設	32.1
国ヶ原地区農業集落排水処理施設	162.0
小串地区農業集落排水処理施設	122
菅野地区農業集落排水処理施設	152
宇甘東地区農業集落排水処理施設	207.9
吉田地区農業集落排水処理施設	216.0
塩納地区農業集落排水処理施設	51.3
坂根地区農業集落排水処理施設	56.7
弓削地区農業集落排水処理施設	89.1
寺地・光明谷地区農業集落排水処理施設	43.2
富吉地区農業集落排水処理施設	83.7
観音寺地区農業集落排水処理施設	97.2
鹿瀬地区農業集落排水処理施設	64.8
田原地区農業集落排水処理施設	432
保木地区農業集落排水処理施設	37.8
鍛冶屋地区農業集落排水処理施設	108.0
宿奥地区農業集落排水処理施設	45.9
大内地区農業集落排水処理施設	130.0
湯須十谷地区農業集落排水処理施設	45.9
西祖地区農業集落排水処理施設	97.2
中牧地区農業集落排水処理施設	72.9
肩脊地区農業集落排水処理施設	118.8
菊山地区農業集落排水処理施設	48.6
草ヶ部谷尻地区農業集落排水処理施設	149.0
大田地区農業集落排水処理施設	165.0
山上地区農業集落排水処理施設	51.3
紙工地区農業集落排水処理施設	268
御津新庄地区農業集落排水処理施設	400

公共下水道事業年表

昭和26年12月	水道部に下水道係設置、調査設計開始
27年3月	建設、厚生両大臣より築造認可（排水面積215ha、計画人口65,000人、事業費5億3,000万円）
27年4月	下水道特別会計設置
27年10月	工事着手
29年7月	天瀬ポンプ場通水開始
31年4月	下水建設課を新設
31年11月	受益者負担金に関する省令公布
34年12月	岡山市公共下水道条例制定
35年4月	下水道使用料の徴収開始
38年2月	旭西下水終末処理場処理開始（汚水処理・供用開始）
38年9月	巖井ポンプ場通水開始
40年5月	旭西下水終末処理場の高級処理開始
40年12月	下水道部を新設（昭和40年12月28日）
41年5月	機構改革により建設局下水道部となる
41年6月	高島下水終末処理場処理開始
41年10月	笹ヶ瀬ポンプ場通水開始
42年3月	旭西下水終末処理場第1期計画（汚水処理施設）完成
46年4月	岡南ポンプ場通水開始
48年7月	旭西浄化センター第2期処理開始
51年4月	下水道局を新設
53年10月	芳賀佐山浄化センター処理開始
54年3月	旭西浄化センター覆蓋化完成
54年10月	平井排水センター（雨水）通水開始
55年11月	金岡ポンプ場（雨水）通水開始
56年4月	高島浄化センターコンポスト化設備稼動
57年4月	機構改革により下水道局に2部を新設
58年7月	岡東浄化センター雨水ポンプ場通水開始
58年10月	芳賀佐山第1、第2ポンプ場通水開始
59年6月	流通団地浄化センター処理開始
62年9月	岡東浄化センター水処理施設着工

平成元年3月	児島湖流域下水道児島湖浄化センター処理開始 岡山市公共下水道児島湖流域下水道関連処理区供用開始 錦ポンプ場通水開始
元年10月	万成ポンプ場通水開始
3年3月	平田ポンプ場通水開始
4年3月	岡東浄化センター処理開始 平井排水センター（汚水）通水開始 金岡ポンプ場（汚水）通水開始
4年4月	下水道局庁舎移転（JA岡山ビル4F, 5F）
6年1月	上芳賀ポンプ場通水開始
6年4月	岡山市下水道公社設立
6年9月	下水道事業マスコットキャラクターに「モグリン」採用
6年10月	当新田ポンプ場通水開始
6年12月	瀬戸净化センター処理開始
7年2月	特定環境保全公共下水道（中原処理区）事業着手
7年3月	吉井川処理区事業着手
8年3月	倉富ポンプ場通水開始
8年3月	政津ポンプ場通水開始
9年3月	野殿ポンプ場通水開始
11年3月	足守処理区事業着手
11年3月	野々口净化センター処理開始
11年4月	瀬戸雨水ポンプ場運転開始
11年10月	中原净化センター処理開始
12年3月	古新田ポンプ場通水開始
13年3月	建部净化センター処理開始
13年11月	兼基ポンプ場通水開始
14年5月	吉井川净化センター処理開始
14年5月	下水道局庁舎移転（市役所分庁舎）
15年4月	旭西净化センターから流入汚水の一部を流域下水道へ送水開始
15年6月	岡山市総合政策審議会汚水処理施設整備検討委員会より「持続的な発展が可能な岡山市の汚水処理施設整備の基本的な指針の策定について」答申
16年3月	足守净化センター処理開始
17年3月	御津中央净化センター処理開始

平成17年7月	桑野ポンプ場通水開始
18年6月	浦安ポンプ場通水開始
18年12月	高島浄化センターを廃止し、岡東浄化センターに統合
18年12月	(高島処理区を岡東処理区に統合)
19年3月	岡山市下水道公社解散
20年4月	桃太郎デザインの人孔鉄蓋を市内全域に適用拡大
21年3月	旭西浄化センター合流式下水道改善施設一部運転開始
22年4月	地方公営企業法の財務規定等を適用し企業会計を導入
22年5月	田中ポンプ場通水開始
24年4月	旭西浄化センターからの汚水を流域下水道へ全量送水開始
24年7月	北長瀬ポンプ場通水開始
25年3月	旭西浄化センターを廃止し、児島湖浄化センターに統合
25年3月	(旭西処理区を笹ヶ瀬川左岸処理分区に統合、名称を旭西排水センターに変更)
26年4月	旭西排水センター合流式下水道改善施設運用開始 (雨水滞水池 30,000m ³ 、高速凝集沈殿処理施設15,000m ³ /日、簡易処理施設341,040m ³ /日)
27年4月	局の名称を下水道河川局に変更

農業集落排水事業年表

昭和60年4月	農林部耕地課において農業集落排水事業調査開始
63年4月	三和・日応寺地区農業集落排水事業着手
平成2年9月	岡山市農業集落排水処理施設条例制定
2年10月	三和・日応寺第2地区農業集落排水処理施設供用開始
3年5月	国ヶ原地区集落排水処理施設供用開始
3年8月	三和・日応寺第1地区農業集落排水処理施設供用開始
6年8月	小串地区農業集落排水処理施設供用開始
7年8月	菅野地区農業集落排水処理施設供用開始
9年3月	宇甘東地区農業集落排水処理施設供用開始
9年3月	吉田地区農業集落排水処理施設供用開始
10年3月	塩納地区農業集落排水処理施設供用開始
10年3月	坂根地区農業集落排水処理施設供用開始

平成10年3月	弓削地区農業集落排水処理施設供用開始
10年3月	寺地・光明谷地区農業集落排水処理施設供用開始
10年8月	富吉地区農業集落排水処理施設供用開始
11年2月	観音寺地区農業集落排水処理施設供用開始
11年3月	鹿瀬地区農業集落排水処理施設供用開始
12年9月	田原地区農業集落排水処理施設供用開始
13年3月	保木地区農業集落排水処理施設供用開始
13年3月	鍛冶屋地区農業集落排水処理施設供用開始
13年3月	宿奥地区農業集落排水処理施設供用開始
13年5月	大内地区農業集落排水処理施設供用開始
14年4月	下水道局建設部計画調整課へ集落排水対策室設置
14年9月	湯須十谷地区農業集落排水処理施設供用開始
14年10月	西祖地区農業集落排水処理施設供用開始
14年10月	中牧地区農業集落排水処理施設供用開始
15年3月	肩脊地区農業集落排水処理施設供用開始
15年3月	菊山地区農業集落排水処理施設供用開始
16年3月	草ヶ部谷尻地区農業集落排水処理施設供用開始
16年3月	大田地区農業集落排水処理施設供用開始
16年10月	山上地区農業集落排水処理施設供用開始
19年7月	紙工地区農業集落排水処理施設供用開始
22年4月	地方公営企業法の財務規定を適用し企業会計を導入
23年4月	コミュニティ・プラント（ひかり団地）を廃止し、御津新庄地区農業集落排水施設に統合
26年10月	御津新庄地区農業集落排水処理施設供用開始

用語の解説

[あ行]	
アクションプラン	ある政策や企画を実施するための基本方針、あるいは行動計画のことをいう。下水道事業の場合では、汚水処理施設の10年程度での概成に向けて、コスト縮減や整備のスピードアップを図るため、発注方式の見直しや民間活力の活用、安価かつ機動的な新技術の導入等について定めた計画のことです。
維持管理費	管きよの清掃費、ポンプ場の電気代等の動力費、下水処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費などです。
一般会計繰入金	施設の維持管理費や企業債の元利償還金のうち、雨水処理に係る経費など税で負担する経費を一般会計から下水道事業会計に繰り入れるものです。
インフラビジネス	下水道、道路、河川、橋梁等の社会基盤を扱う経済活動のこと。
インフラマネジメント	インフラ（インフラストラクチャーの略）とは、下水道、道路、河川、橋梁等の社会基盤のことであり、インフラマネジメントとは、インフラのストックマネジメント（ストックマネジメントを参照）のこと。
雨水ポンプ場	自然流下による雨水排除が困難な場合に、強制的に河川等に放流するために設置するポンプ場のことです。
汚水処理施設	公共下水道や農業集落排水施設、その他の集合処理施設などの汚水を処理する施設の総称です。
汚水ポンプ場	下水管は自然勾配により流下していますが、管の延長が長くなると地表面から深くなってしまい、不経済になります。そのため、次のポンプ場や下水処理場、自然流下管への揚水を行うため設置しているポンプ施設をいいます。
[か行]	
合併処理浄化槽	公共下水道や農業集落排水施設、その他集合処理施設などが整備されていない地域でトイレ、台所などの汚水を処理するときに設置される浄化施設です。単に、「浄化槽」という場合は、合併処理浄化槽を指します。
合併特例	公共下水道の管きよの補助対象範囲は、市町村規模が小さくなるほど補助が手厚くなるよう設定されており、合併により市町村規模が大きくなると、補助対象範囲が縮小される。下水道事業を実施している市町村が、合併により不利益を生じることのないように、合併前の市町村区分で補助の適用が受けられる特例措置のこと。
企業債	地方公共団体が、資金調達の手段として金銭を借りることにより負う債務のことを地方債といいます。地方債は、普通会計債（主として一般会計の財源調達）と公営企業債（公営企業の財源を調達するためのもの）などに区分されます。
基準外繰入金	一般会計から公営企業会計への繰入（繰出）金について、毎年度、地方財政計画において計上される公営企業繰出金の基本的な考え方方に沿っているものが基準内繰入（繰出）金であり、それ以外が基準外繰入（繰出）金です。
業務継続計画（BCP）	大規模な災害、事故等で施設、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものです。
曲管	管きよを整備するにあたり、管きよの起点および方向または勾配が著しく変化する箇所、管きよ径等の変化する箇所、段差の生ずる箇所等には必要に応じマンホールを設けることが基本となっています。しかし、曲管を採用することで、管きよの浅埋化やマンホールの省略が可能となる場合があり、その場合はコスト縮減や工期短縮等のメリットが図られます。
経費回収率	下水道の経費について、使用料で賄うべき経費のうち、使用料収入でどれくらい賄うことができているを表す指標で、100%を超えるれば対象経費を使用料で賄えていると言えます。
下水処理場	各家庭などから下水管により集められた汚水を処理する施設。汚水は微生物分解等により処理され、きれいな状態となり河川等に放流されます。
高度処理	下水処理で通常行われる二次処理（沈殿と微生物による処理）より良好な水質が得られる処理のこと。通常の二次処理の除去対象水質の向上を目的とするものや、二次処理では十分除去できない物質（窒素、りん等）の除去率向上を目的とするものがあります。

合流改善対策	雨天時の合流式下水道では、降雨初期に流出する下水の汚濁が高濃度になる特性があります。このような現象を、ファーストフラッシュと呼んでいます。ファーストフラッシュは、晴天時に路面や管きょ内に堆積した汚濁物質が、雨水によって洗い流されるため生じます。合流（式下水道の）改善対策とは、ファーストフラッシュ時の下水を未処理放流させないようにしたり、貯留や簡易処理を行うことで、公共用域（河川、湖沼、港湾、沿岸地域その他公共の用に供する水域及びこれに接続するかんがい用水路その他公共の用に供する水路）に放出される汚濁負荷量を分流式下水道並みに低減させる対策のことです。
合流式下水道	汚水と雨水を同一の管渠で集め下水処理場で処理するもので、コストが低く、工事が容易なため大都市など早くから下水道整備にとりかかった都市で採用しています。一定の降雨量を超えた場合に下水が未処理で河川などに放流されるため、放流先の水質保全上問題があります。
コンポスト	下水道汚泥等の有機物を微生物によって分解した堆肥（コンポスト）のことです。
[さ行]	
資本費	下水道施設に係る減価償却費と償還利息の合計のことです。
資本費平準化債	企業債の元金償還期間が減価償却期間より短いために生じる資金不足額に対して発行が認められる起債。返済時期の偏りを減らし、世代間の負担を公平にする効果があります。
処理区	下水を終末処理場により処理することができる地域で公共下水道管理者が定めるものをいいます。
人口集中地区（DID）	国勢調査に基づき、人口密度の高い（4,000人／km ² ）地域及び人口5,000人以上を有する地域の二つを満たしている市街地のことです。
水密マンホール	水密マンホールとは、圧力がかかった環境下において内部の水が外部に漏れない、または流入しない性質（水密性）をもったマンホールのことです。
ストックマネジメント	施設の健全度や重要度を考慮した効果的な点検・調査を実施し、安全性を確保するための適切な維持修繕・改築など計画的かつ効率的に施設管理を行うことです。
接続率	下水道処理区域（下水道が使えるようになった供用開始区域）内における人口のうち、下水道へ接続している人口の割合です。
全体計画区域	下水道事業は処理区ごとに、将来の地域の状況に対応した長期的な下水道の実施計画である全体計画を策定しており、この区域を全体計画区域といいます。
[た行]	
脱水機	（下水道汚泥）脱水機とは、遠心分離等の方法により、汚泥中の水分を飛ばし、半固形状態にする機器のことです。
特定環境保全公共下水道	公共下水道のうち、市街化区域外にある農村部の生活環境の改善あるいは、湖沼等の自然環境の保全を目的に整備する下水道のことです。
[な行]	
事業計画区域	下水道事業は処理区ごとに、将来の地域の状況に対応した長期的な下水道の実施計画である全体計画を策定し、この計画区域の中で、下水道整備の必要度が高く、5～7年の間に整備可能な区域について、事業計画を策定しており、この区域を事業計画区域といいます。
農業集落排水（事業）	農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することにより、農業用排水路や公共用域の水質保全を目的とした汚水処理施設のことです。
[は行]	
排水区	分流式公共下水道の雨水計画において、雨水を吐口から河川等に排除することができる地域で公共下水道管理者が定めます。
普及率	下水道処理人口普及率と污水処理人口普及率があり、前者は、行政人口（住民基本台帳人口）に対する下水道を利用できる地域の人口（下水道処理区域人口）の割合であり、後者は、行政人口に対する污水処理施設を利用できる地域の人口（下水道処理区域人口、農業集落排水による処理区域人口及び合併処理浄化槽による処理区域人口の合計）の割合です。

不明水	污水（し尿及び生活雑排水）のみを処理する下水道処理施設に、何らかの原因で雨水や地下水などが流入することをいいます。
分流式下水道	污水と雨水を別々の管きよで集め、污水は下水処理場で処理し、雨水は河川などに放流されるため水質保全上の問題が生じません。
法適用企業	地方公営企業法の適用を受ける企業です。法非適用企業は地方公営企業法を適用せず、地方自治法、地方財政法等の適用を受ける企業です。 ・法定事業（当然適用）：水道事業、工業用水道、鉄道事業、電気事業など7事業 ・財務規定等のみ当然適用：病院事業 ・任意適用：下水道事業他、条例により法の全規定又は財務規定等を適用できる事業
[や行]	
有収水量	使用料徴収の根拠となる下水道へ排出される水の量。一般的には、上水道の使用水量を下水道への排出水量とみなします。年間の汚水処理水量に対する有収水量の割合を有収率といい、この有収率が高ければ効率が良いことになります。
溶融スラグ	溶融スラグとは、溶融炉で約1,400℃の高温で廃棄物や下水道汚泥の焼却灰等を溶融した結果、生成されるガラス質の固化物です。溶融スラグを破碎加工すれば、土木資材に利用することが可能であり、公共工事での利用を図っているところです。（破碎後のスラグを材料として、インターロッキングブロック、舗装用レンガ等が造られています。）
[う行]	
流域下水道	複数の市町村の汚水を処理するもので、下水処理場や幹線管きよを都道府県が整備・管理する下水道のことです。
[アルファベット]	
BCP（業務継続計画）	大規模な災害、事故等で施設、設備等に相当の被害を受けても、優先実施業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、策定・運用を行うものです。
BOD（生物化学的酸素要求量）	河川等の汚濁状況を測る代表的な指標で、水中の有機物は酸素を吸って生きている微生物によって水と二酸化炭素などに分解されますが、BODはそれらの微生物が有機物を分解するときに消費する酸素量として表され、数値が大きいほど、汚濁していることになります。
COD（化学的酸素要求量）	海域と湖沼の環境基準に用いられ、酸化するのに必要な酸化剤の量から、水の汚濁状況を測る方法です。
DID（人口集中地区）	国勢調査に基づき、人口密度の高い（4,000人／km ² ）地域及び人口5,000人以上を有する地域の二つを満たしている市街地のことです。
OJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）	OJTとは、職場の上司や先輩が、部下や後輩に対し具体的な仕事を与えて、その仕事を通して、仕事に必要な知識・技術・技能・態度などを意図的・計画的・継続的に指導し、修得させることによって全体的な業務処理能力や力量を育成する活動です。
PPP/PFI（パブリック・プライベート・パートナーシップ）/（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）	PPPとは、公民が連携して公共サービスの提供を行なうスキームのことです。PFIとは、公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行なうことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。PFIは、PPPの代表的な手法の一つであり、PPPの中には、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営（DBO）方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

